

平成20年 No.18

東京学芸大学産学連携推進本部設置要項等の一部を改正する要項

制定理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年 3 月27日 役員会 審議・承認

東京学芸大学産学連携推進本部設置要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成20年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

東京学芸大学産学連携推進本部設置要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学産学連携推進本部設置要項（平成18年3月14日制定）
- (2) 東京学芸大学男女共同参画推進本部設置要項（平成18年3月14日制定）
- (3) 東京学芸大学新教員養成システム推進本部設置要項（平成19年5月17日制定）
- (4) 東京学芸大学国際戦略推進本部設置要項（平成20年2月15日制定）

東京学芸大学産学連携推進本部設置要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>国立大学法人東京学芸大学産学連携推進本部要項</u> (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、産学連携推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学の産学連携による教育研究活動を推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 産学連携に係る基本方針に関すること。 (2) 民間等との共同研究・事業等の推進に関すること。 (3) 受託研究の受入れの推進に関すること。 (4) 産学連携に係る関係委員会等との連絡調整に関すること。 (5) その他産学連携を推進するために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) <u>企画課長</u> 2 推進本部に本部長を置き、前項第1号の<u>本部員</u>のうちから学長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 (任期) 第5条 前条第1項第1号の<u>本部員</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第6条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部企画課が処理する。 (補則) 第7条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、<u>推進本部</u>が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u>	東京学芸大学産学連携推進本部<u>設置要項</u> (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、<u>東京学芸大学産学連携推進本部</u>（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学の産学連携による教育研究活動を推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 産学連携に係る基本方針に関すること。 (2) 民間等との共同研究・事業等の推進に関すること。 (3) 受託研究の受入れの推進に関すること。 (4) 産学連携に係る関係委員会等との連絡調整に関すること。 (5) その他産学連携を推進するために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる<u>者</u>で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) <u>事務職員</u> 若干名 2 推進本部に本部長を置き、前項第1号に<u>掲げる者</u>のうちから学長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 (任期) 第5条 <u>第4条第1項第1号に掲げる者</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第6条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部企画課が処理する。 (補則) 第7条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、<u>本部長が別に</u>定める。

東京学芸大学男女共同参画推進本部設置要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項</u> (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は、人事、教育、研究その他すべての面での大学の男女共同参画を推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 男女共同参画推進に係る基本方針に関すること。 (2) 男女共同参画推進方策の企画、立案及び実施に関すること。 (3) 男女共同参画推進の実施状況の点検評価及び改善に関すること。 (4) 男女共同参画推進の情報提供、広報等に関すること。 (5) その他男女共同参画を推進するために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) 学長が委嘱する事務職員 若干名 (3) 総務課長 2 推進本部に本部長を置き、前項第1号の本部員のうちから学長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 (任期) 第5条 前条第1項第1号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第6条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部総務課が処理する。 (補則) 第7条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、<u>推進本部</u>が定める。 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年4月1日から施行する。</u>	東京学芸大学男女共同参画推進本部<u>設置要項</u> (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、<u>東京学芸大学男女共同参画推進本部</u>（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は、人事、教育、研究その他すべての面での大学の男女共同参画を推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 男女共同参画推進に係る基本方針に関すること。 (2) 男女共同参画推進方策の企画、立案及び実施に関すること。 (3) 男女共同参画推進の実施状況の点検評価及び改善に関すること。 (4) 男女共同参画推進の情報提供、広報等に関すること。 (5) その他男女共同参画を推進するために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる<u>者</u>で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) 学長が委嘱する事務職員 若干名 2 推進本部に本部長を置き、前項第1号に<u>掲げる者</u>のうちから学長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 (任期) 第5条 <u>第4第1項に掲げる者</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第6条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部総務課が処理する。 (補則) 第7条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、<u>本部長が別に定める。</u>

東京学芸大学新教員養成システム推進本部設置要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>国立大学法人東京学芸大学新教員養成システム推進本部要項</u> (設置) <u>第1条</u> 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、新教員養成システム推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) <u>第2条</u> 推進本部は、学部4年制課程と大学院2年制課程をつなぐ新たな教員養成システム（以下「新教員養成システム」という。）を構築し、実施・運営するために必要な準備を行うことを目的とする。 (業務) <u>第3条</u> 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 新教員養成システムに係る基本方針に関すること。 (2) 新教員養成システムにおける学部及び大学院教育に係る指定科目及び特別ゼミナールに関すること。 (3) 新教員養成システムにおける大学院進学内部選考に関すること。 (4) その他新教員養成システムの推進に関し必要なこと。 (組織) <u>第4条</u> 推進本部は、次に掲げる<u>本部員</u>で組織する。 (1) <u>理事（教育等担当）</u> (2) <u>副学長（大学院教育等担当）</u> (3) 学系長 (4) <u>学長が委嘱する教員</u> 若干名 (5) <u>学務課長</u> 2 推進本部に本部長を置き、副学長（<u>大学院教育等担当</u>）をもって充てる。 3 本部長は、推進本部の業務を統括する。 (任期) <u>第5条</u> 前条第1項第4号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (庶務) <u>第6条</u> 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て、学務部学務課が処理する。 (補則) <u>第7条</u> この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推	東京学芸大学新教員養成システム推進本部<u>設置</u>要項 (設置) <u>第1条</u> 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、<u>東京学芸大学新教員養成システム推進本部</u>（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) <u>第2条</u> 推進本部は、学部4年制課程と大学院2年制課程をつなぐ新たな教員養成システム（以下「新教員養成システム」という。）を構築し、実施・運営するために必要な準備を行うことを目的とする。 (業務) <u>第3条</u> 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 新教員養成システムに係る基本方針に関すること。 (2) 新教員養成システムにおける学部及び大学院教育に係る指定科目及び特別ゼミナールに関すること。 (3) 新教員養成システムにおける大学院進学内部選考に関すること。 (4) その他新教員養成システムの推進に関し必要なこと。 (組織) <u>第4条</u> 推進本部は、次に掲げる<u>者</u>で組織する。 (1) <u>副学長</u> (2) 学系長 (3) <u>学長が必要と認めた者</u> 若干名 2 推進本部に本部長を置き、副学長（教育等担当）をもって充てる。 3 本部長は、推進本部の業務を統括する。 (庶務) <u>第5条</u> 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て、学務部学務課が処理する。 (補則) <u>第6条</u> この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進

進本部が定める。 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年4月1日から施行する。</u>	本部が定める。
---	----------------

東京学芸大学国際戦略推進本部設置要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項</u> 第1章 総則 (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の国際活動及び国際交流事業を戦略的に推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 第2章 国際戦略推進本部 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務 (2) 大学間交流協定の基本方針に関する業務 (3) 留学生交流の基本方針に関する業務 (4) 東アジア教員養成国際コンソーシアムに関する業務 (5) その他国際戦略の推進のために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) <u>理事（総務等担当）</u> (2) <u>副学長（大学院教育等担当）</u> (3) 学長が委嘱する教員 若干名 (4) 国際課長 2 推進本部に本部長を置き、<u>理事（総務等担当）</u>をもって充てる。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 (任期) 第5条 前条第1項第3号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (国際戦略アドバイザー) 第6条 推進本部は、業務を行うに当たって、国際戦略アドバイザーの助言を適宜受けるものとする。	東京学芸大学国際戦略推進本部<u>設置要項</u>（平成20年2月15日制定） 第1章 総則 (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、<u>東京学芸大学</u>国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の国際活動及び国際交流事業を戦略的に推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 第2章 国際戦略推進本部 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) 国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務 (2) 大学間交流協定の基本方針に関する業務 (3) 留学生交流の基本方針に関する業務 (4) 東アジア教員養成国際コンソーシアムに関する業務 (5) その他国際戦略の推進のために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる者で組織する。 (1) <u>国際交流を担当する副学長</u> (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 国際課長 (4) <u>国際課副課長</u> 2 推進本部に本部長を置き、前項第1号に<u>掲げる者</u>をもって充てる。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 (任期) 第5条 前条第1項第2号に<u>掲げる者</u>の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (国際戦略アドバイザー) 第6条 推進本部は、業務を行うに当たって、国際戦略アドバイザーの助言を適宜受けるものとする。

第3章 国際戦略会議

(国際戦略会議)

第7条 第3条各号に掲げる業務に関し、その戦略的施策を検討するため、推進本部に国際戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第8条 会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 推進本部本部長
 - (2) 国際戦略アドバイザー
 - (3) 第14条の専任研究員
- (議長)

第9条 会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

(会議)

第10条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第11条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 推進部門

(推進部門)

第12条 推進本部に、推進部門を置く。

(業務)

第13条 推進部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 推進本部が策定した戦略的施策の推進に係わる業務
- (2) その他推進本部が指示する業務

2 業務の遂行に当たっては、国際課と密接に連携して作業の円滑を期すものとする。

(組織)

第14条 推進部門は、専任研究員2名をもって組織する。

2 前項の専任研究員は、非常勤講師をもって充て、東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第4条の規定に基づく特任教授等の称号を付与するものとする。

(任期)

第15条 前条の専任研究員の任期は、原則として2年とする。

第5章 国際教育協力推進部会

第3章 国際戦略会議

(国際戦略会議)

第7条 第3条各号に掲げる業務に関し、その戦略的施策を検討するため、推進本部に国際戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第8条 会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第4条各号に掲げる者
 - (2) 国際戦略アドバイザー
 - (3) 第15条の専任研究員
- (議長)

第9条 会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

(会議)

第10条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第11条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 推進部門

(推進部門)

第12条 推進本部に、推進部門を置く。

(業務)

第13条 推進部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 推進本部が策定した戦略的施策の推進に係わる業務
- (2) その他推進本部が指示する業務

2 業務の遂行に当たっては、国際課と密接に連携して作業の円滑を期すものとする。

(組織)

第14条 推進部門は、専任研究員2名をもって組織する。

2 前項の専任研究員には、東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第4条の規程に基づく特任教授等の称号を付与する。

(任期)

第15条 前条の専任研究員の任期は、原則として2年とする。

<u>(部会)</u> <u>第16条 推進本部に、国際教育協力推進部会を置く。</u> <u>2 国際教育協力推進部会に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。</u> <u>第6章 雑則</u> <u>(庶務)</u> 第17条 推進本部の<u>庶務</u>は、学務部国際課が処理する。 <u>(補則)</u> 第18条 この要項に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、<u>推進本部が定める。</u> <u>附 則</u> <u>1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。</u> <u>2 この要項施行後最初の第4条第1項第3号の本部員の任期は、平成22年3月31日までとする。</u>	<u>第5章 雑則</u> <u>(事務)</u> 第16条 推進本部の<u>事務</u>は、学務部国際課が処理する。 <u>(細目)</u> 第17条 この要項に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、<u>別に定める。</u>
---	---